

# 経営理念

経営理念は、当金庫の基本的価値観を明文化し、これを企業としての使命、経営の目的、役職員の行動指針として金庫の内外に表明するものです。全ての役職員が本経営理念の趣旨を深く理解し、実現に向けて行動することを目的として本経営理念を定めています。

## 経営理念

### お客様のために

お客様の喜びを自らの喜びとし、輝く未来を目指してともに歩んでまいります。

### 地域のために

新たな価値を創出し、地域の創生・活性化に貢献します。

### 社会的責任 (CSR、SDGs、ESG)

公正かつ健全な経営をおこない、持続可能な社会づくりに寄与します。

### 役職員のために

変革と挑戦を続け、活力ある組織を目指します。

## ユニバーサルバリュー宣言(SDGs行動宣言) 2019.1.21.制定

当金庫では、組織全体・あるいは役職員の一人一人が地域の一部、社会の一部、ひいては世界の一部であると考え、世界的課題である「持続可能な社会の実現」「誰一人、取り残さない社会の実現」を目指します。そのために、当金庫はSDGsを経営理念の根幹に位置付け、広く社会課題の解決に取り組むとともに、自らも持続的成長を目指していくことを宣言します。

### 1. 人を大切にする

働き方改革、ワークライフバランス向上、ダイバーシティ推進等、全ての人が個性と能力を十分に発揮できる働きがいのある職場づくりに努めます。また、金融仲介機能の発揮を通じて、人権保護、社会的弱者支援等の社会的課題の解決に貢献します。

### 2. 地域を大切にする

地域産業成長へのコミットメント、お取引先企業の付加価値向上、お客さまの豊かな生活の実現等、地域の魅力や価値を創出することで、地域・お取引先・当金庫それぞれの持続的な成長を目指します。また、地域の環境保全や災害対策強化に取り組むことで、住み続けられる街づくりに貢献します。

### 3. 地域への取組みを通じて世界の課題と向き合う

金融仲介機能の発揮を通じて、地球温暖化防止、生物多様性保全等、世界的な課題の解決に貢献するとともに、地域における具体的な取り組みを進めます。

### 4. 取組みの裾野を広げる

お取引先や金庫役職員におけるSDGsの認知度・理解度の向上に努めるとともに、お取引先のSDGsへの取り組みを支援することを通じて、取り組みの裾野の拡大を目指します。

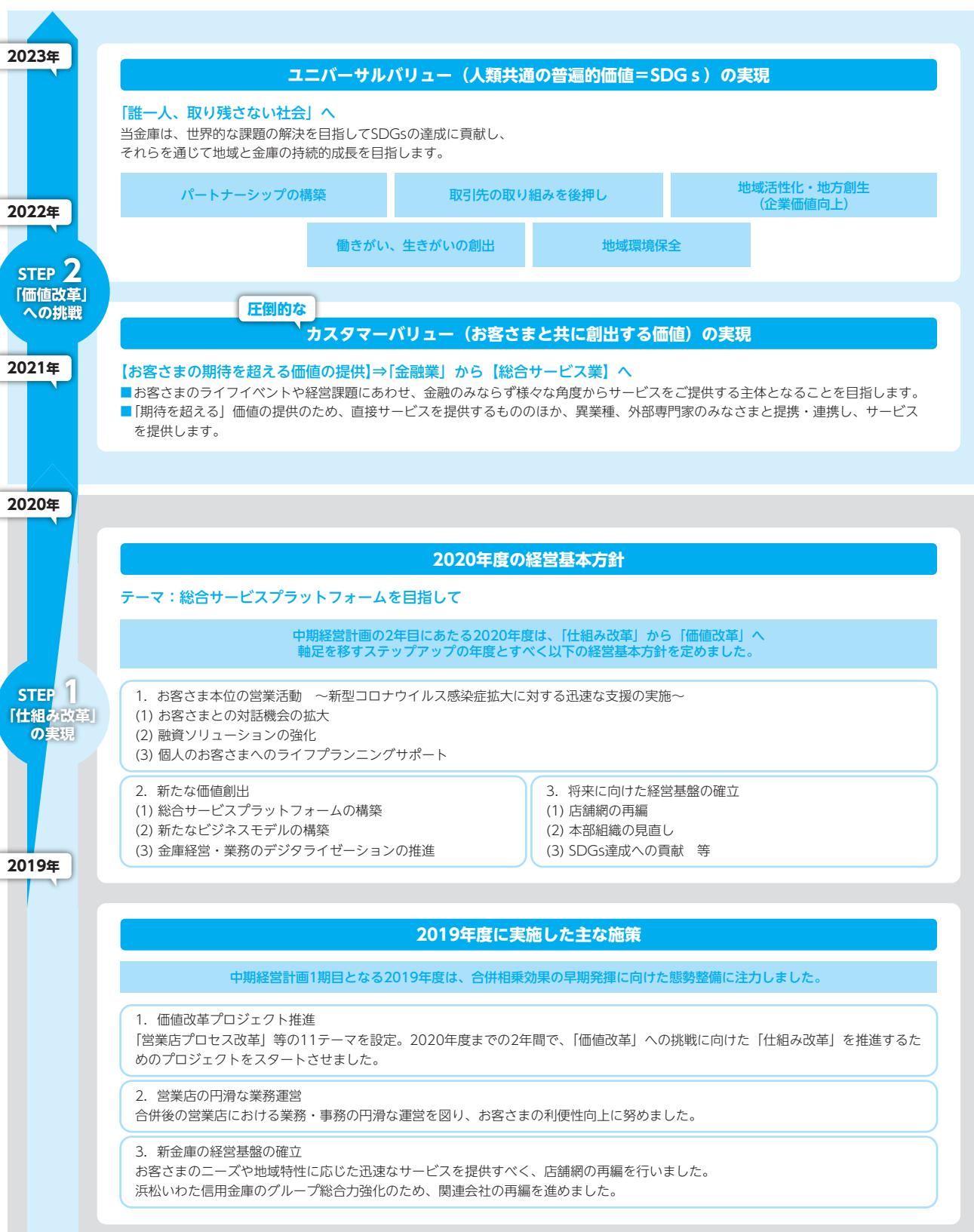
# 経営方針

金庫概要

## 中期経営計画「バリュイノベーション（価値改革）～期待を超える、その先へ～」概要 (2019年度～2023年度：5ヵ年)

当金庫は2019年度より、新中期経営計画「バリュイノベーション（価値改革）～期待を超える、その先へ～」をスタートいたしました。

カスタマーバリュー（お客さまへの価値）の提供にとどまらず、広く社会課題の解決にチャレンジして、ユニバーサルバリュー（人類共通の普遍的価値＝SDGs）の実現を目指してまいりたいと考えております。



地域活性化への取り組み

内部態勢・組織

データで見る浜松いわた信用金庫

バーゼルⅢ（第三の柱）

# 金庫概況

金庫概要

地域活性化への取り組み

内部態勢・組織

データで見る浜松いわた信用金庫

バーゼルⅢ（第三の柱）

## 概要

(2020年3月31日現在)

金庫名称  
正式名称 浜松磐田信用金庫  
通称 浜松いわた信用金庫

業容  
預金量(譲渡性預金含む) 2兆4,753億円  
貸出金量 1兆2,290億円  
役職員数: 金庫単体 1,828人  
: 金庫グループ全体 1,924人

店舗数 営業店 88店舗(うち出張所1)  
店外ATM数 店外ATM 79拠点

営業地区  
静岡県 浜松市 磐田市 袋井市 湖西市  
掛川市 御前崎市 菊川市 牧之原市  
島田市(旧川根町を除く)周智郡  
榛原郡吉田町  
愛知県 豊橋市 北設楽郡(旧設楽町を除く)

関連会社  
浜松いわたビジネスサービス株式会社  
はましんリース株式会社  
浜松いわた信用保証株式会社

本部・本店 浜松市中区元城町114番地8

海外拠点 パンコク駐在員事務所

設立 1950(昭和25)年4月10日

主要業務 預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、  
外国為替業務、社債受託及び登録業務、附帯業務

出資金 23億44百万円(会員数120,208人)

## 営業地区について

信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関であり、一定地域内の中小企業や地域住民の方を会員としています。融資対象は会員の方を原則としておりますが、会員以外の方の融資も一定の条件で認められています。一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。当金庫の営業区域は上記の市町に限定されております。なお信用金庫法による会員資格は、金庫の営業地区内に①住所また

は居所を有する方、②事業所を有する方、③勤労に従事する方、④事業所を有する方の役員及びその信用金庫の役員となっているほか、個人事業者では常時使用する従業員数が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員が300人を超える場合は会員となれない、など規模による制限があります。

## 主要な事業の内容

- 1.預金業務 (1)預金…当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。  
(2)譲渡性預金…譲渡可能な預金を取り扱っております。
- 2.貸出業務 (1)貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。  
(2)手形の割引…商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- 3.有価証券投資業務 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- 4.内国為替業務 送金為替、振込及び代金取扱等を取り扱っております。
- 5.国外為替業務 輸出、輸入及び外国送金その他国外為替に関する各種業務を行っております。
- 6.社債受託及び登録業務 担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。
- 7.附帯業務 (1)代理業務 ①日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③勤労者退職金共済機構等の代理店業務 ④株式払込みの受け代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤住宅金融支援機構等の代理貸付業務  
(2)保護預り及び貸金庫業務 (3)有価証券の貸付 (4)債務の保証 (5)金の売買 (6)公共債の引受  
(7)国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売 (8)保険商品の窓口販売(保険業法第275条により行う保険募集) (9)電子債権記録業に係る業務

# 業績ハイライト

金庫概要

地域活性化への取り組み

内部態勢・組織

データで見る浜松いわた信用金庫

バーゼルⅢ（第三の柱）

## 業 績

### 主要な経営指標

(単位：利益千円、残高百万円、比率%)

	2018年度	2019年度
経 常 収 益	26,614,118	33,878,935
経 常 利 益	4,223,144	3,999,200
当 期 純 利 益	2,796,506	1,891,758
出 資 総 額	2,364	2,344
出資総口数(千口)	23,645	23,441
純 資 産 額	182,875	177,060
総 資 産 額	2,690,367	2,723,382
預 金 積 金 残 高 (譲渡性預金含む)	2,414,331	2,475,318
貸 出 金 残 高	1,228,755	1,229,007
有 債 証 券 残 高	957,603	987,031
単体自己資本比率	13.92	13.78

## 金融経済環境

2019年度の日本経済は、上半期におきましては米中貿易摩擦長期化に伴う輸出・生産、企業マインド面に海外経済の減速感はあったものの、国内においては堅調な設備投資や雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しが支えとなり、全体的に緩やかな回復基調となりました。下半期におきましては新型コロナウイルスの感染が世界規模で拡大したことにより状況が一変、世界的に経済活動が停滞、景況感は急速に悪化しており、先行きは厳しい状況にあります。

譲渡性預金を含む預金積金の期末残高は、個人預金を中心に堅調に増加し、前期比**609億87百万円(2.52%)**増加となる、**2兆4,753億18百万円**となりました。

また、貸出金の期末残高は、お客さま本位の営業活動を徹底し、様々な課題解決支援と資金ニーズにお応えした結果、前期比**2億52百万円(0.02%)**増加し、**1兆2,290億7百万円**となりました。

収益面では、店舗網の再編や期末における株価下落等による減損損失の計上、貸倒引当金繰入額の増加があったものの、当期純利益は**18億91百万円**と安定的な水準を確保しております。

当地域においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、当初は宿泊業、飲食業等において売上高の減少が見られましたが、その影響の一層の拡大が見込まれるにつれて、ほぼ全ての業種において急激に業況・資金繰りが悪化しており、その回復には相当な時間を要するものと想定されます。

## 今後の展望と課題

当地域におきましても、新型コロナウイルス感染拡大によりほぼ全ての業種の事業者のお客さまが売上減少、資金繰り悪化等に直面し、そこで働く従業員の方々をはじめ、個人のお客さまの生活にも多大な影響を与えつつあります。

地域のみなさまに育てていただきました当金庫としては、このような状況こそ、地域金融機関としての真価を発

揮すべき時と考えております。お客さま一人一人に寄り添う「人生・経営のパートナー」として、あらゆる課題を解決する「総合サービス業」として、金庫グループの総力を挙げて地域を支え、地域のみなさまとともにこの難局を乗り越えていく覚悟です。

# 健全性について

## 単体自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の安全性、健全性を示す基本的な指標です。

2020年3月末の単体自己資本比率は13.78%となり、国内基準である4%を大きく上回る高い水準を維持しております。

$$\text{単体自己資本比率} = \frac{1,708億22百万円\text{ (自己資本の額)}}{1兆1,922億79百万円\text{ (信用リスク・アセット)} + 473億16百万円\text{ (オペレーショナル・リスク)}} \times 100 = 13.78\%$$

(単位：百万円)

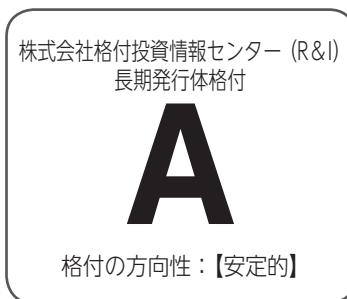
項目	2020年3月末
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	172,192
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,369
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	170,822
リスク・アセット等の額の合計額 (二) = (ホ) + (ヘ)	1,239,596
信用リスク・アセット (ホ)	1,192,279
オペレーショナル・リスク (ヘ)	47,316
単体自己資本比率 (ハ) / (二) ×100	13.78%

## 格付

浜松いわた信用金庫は株式会社格付投資情報センター（R&I）から  
Aの高い格付を取得しております。

格付機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）から、2019（令和元）年度も上位ランクに位置する発行体格付『A』を取得。

充実した自己資本・財務の安定性・お客さまへの細やかな対応力などが評価されています。



R&Iの格付符号と定義（発行体格付）

AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	信用力に重大な問題があり、金融債務が不履行に陥る懸念が強い。
CC	発行体のすべての金融債務が不履行に陥る懸念が強い。
D	発行体のすべての金融債務が不履行に陥っているとR&Iが判断する格付。

格付とは

格付機関が投資家や預金者向けに債券や預金の元利金が約定どおりに支払われるか、あるいは企業そのものの安全度・信用度を測定し、公正な立場からランク付けすることをいいます。

# 不良債権の現状について

当金庫の2020年3月末の金融再生法に基づく開示債権の総額は**678億2百万円**となり、総与信に占める割合は**5.37%**となりました。このうち担保・保証、貸倒引当金による保全率は**86.8%**となりました。

また、2020年3月末のリスク管理債権の総額は**674億73百万円**となり、保全率は**86.7%**となりました。

当金庫では毎期安定した利益の計上により内部留保の充実に努めており、自己資本に相当する純資産は**1,770億60百万円**、単体自己資本比率(国内基準)**13.78%**と十分な水準を維持しており、不良債権に対する備えには万全な取り組みを行っております。

今後とも、リスク管理態勢の整備と徹底はもちろんのこと、地域金融機関の責務として、お取引先企業の経営改善に向けて全力で取り組んでまいります。

## 金融再生法による開示債権

### ■ 金融再生法開示債権の状況

(単位：百万円)

区分	開示残高(A)	保全額(B)			保全率%(B/A)	引当率%(D/(A-C))
			担保・保証(C)	貸倒引当金(D)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2018年度	6,826	3,265	3,561	100.0	100.0
	2019年度	<b>4,142</b>	<b>4,142</b>	<b>1,863</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
危険債権	2018年度	54,724	50,790	41,774	92.8	69.6
	2019年度	<b>55,470</b>	<b>51,069</b>	<b>40,665</b>	<b>92.1</b>	<b>70.3</b>
要管理債権	2018年度	4,482	2,212	1,631	49.4	20.4
	2019年度	<b>8,189</b>	<b>3,639</b>	<b>2,620</b>	<b>44.4</b>	<b>18.3</b>
金融再生法上の不良債権	2018年度	66,033	59,830	46,670	90.6	68.0
	2019年度	<b>67,802</b>	<b>58,851</b>	<b>45,149</b>	<b>86.8</b>	<b>60.5</b>
正常債権	2018年度	1,194,682				
	2019年度	<b>1,193,738</b>				
合計	2018年度	1,260,716				
	2019年度	<b>1,261,540</b>				
総与信に占める比率	2018年度	5.24%				
	2019年度	<b>5.37%</b>				

(※) 担保は預金、不動産など、保証は公的機関、保証会社による保証などです。

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産・会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3.「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。  
 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## リスク管理債権

### ■ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	残高(A)	保全額(B)			保全率%(B/A)
			担保・保証額(C)	貸倒引当金(D)	
破綻先債権	2018年度	1,593	1,593	585	100.0
	2019年度	<b>1,477</b>	<b>1,477</b>	<b>682</b>	<b>795</b>
延滞債権	2018年度	59,357	55,429	44,036	11,393
	2019年度	<b>57,806</b>	<b>53,410</b>	<b>41,562</b>	<b>11,847</b>
3カ月以上延滞債権	2018年度	2	2	2	—
	2019年度	<b>192</b>	<b>192</b>	<b>186</b>	<b>5</b>
貸出条件緩和債権	2018年度	4,480	2,210	1,628	581
	2019年度	<b>7,997</b>	<b>3,447</b>	<b>2,433</b>	<b>1,013</b>
合計	2018年度	65,433	59,235	46,252	12,983
	2019年度	<b>67,473</b>	<b>58,528</b>	<b>44,865</b>	<b>13,663</b>

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者

②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者

③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者

④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者

⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金

②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権・延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。